

善通寺市総合会館条例の改正（案）の概要について

1 趣旨

善通寺市総合会館に設置されている善通寺市働く婦人の家及び善通寺市勤労青少年ホームが令和3年3月末をもって廃止されることに伴い、当該施設を公の施設として引き続き市民の利用に供するため、必要となる規定を整備するものである。

2 具体的な改正内容

- (1) 指定管理を行わせる業務を定める。
- (2) 指定管理者による管理運営の基本的事項（開館時間や休館日など）を定める。
- (3) 指定管理者が施設の利用許可や利用の制限を行うことができる事項を定める。
- (4) 施設の利用料金に関する事項を定める。

3 施行日

令和3年4月1日